

庁舎・公の施設におけるバリアフリーに関する行政監査の結果を公表しました

川崎市監査委員は、本日、平成30年度行政監査「庁舎及び公の施設におけるバリアフリー対応について」の監査結果を公表しました。

監査では、不特定多数が利用する区役所など75施設のバリアフリーの状況を確認したところ、既存建築物の9割以上が基準に適合していないなど、市の施設のバリアフリー化が進んでいないことが判明したことから、「計画的かつ効率的な既存建築物のバリアフリー化の推進を求める」等の意見を出しました。

既存建築物：バリアフリー法・福祉のまちづくり条例施行前に建てられていた施設で、基準に適合させる努力義務がある建築物
新築等建築物：バリアフリー法・福祉のまちづくり条例施行後に新築、増改築等された基準に適合させる義務がある建築物

1 監査の趣旨

「かわさきパラムーブメント」(東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する取組)を推進する本市において、市の施設は、民間施設のバリアフリー化の模範となるべき施設といえ、既存建築物といえども可能な限りバリアフリー化を図ることが望ましいことから、既存建築物を中心にハード面のバリアフリー状況、施設職員のソフト面の対応等を検証する監査を実施しました。

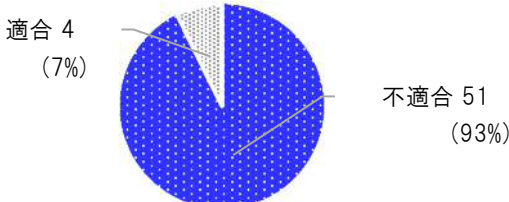
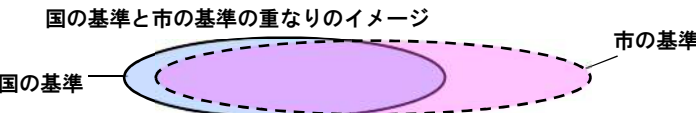
なお、本市において全庁的に建築物のバリアフリーの状況を調査したのは、本監査が初めてとなります。

2 監査の期間 平成30年6月1日～平成31年1月23日

3 監査の対象 まちづくり局、健康福祉局、各施設所管局区

4 実施した調査 75施設の現地調査、区役所等の窓口職員へのアンケート【報告書 p. 7】

5 監査の結果（概要）

調査結果	意見内容
(1) 本市施設のバリアフリー化の推進及びバリアフリー基準について 本市施設のバリアフリー化の推進 [p. 8～9] 調査した施設のうち 55 施設が既存建築物であり、その9割以上の建物において基準への不適合が確認された。 既存建築物 55 施設の基準適合状況  適合 4 (7%) 不適合 51 (93%) 国の基準と市の基準の整合 [p. 6, 10] 市の基準は、国の基準を完全に網羅していない。このため、建物内のどこにどのような基準が適用されるか、市の基準、国の基準それぞれを読み解く必要があり、わかりにくい。 国の基準と市の基準の重なりイメージ  国の基準 市の基準	
[p. 58] 本市の各施設は、民間建築物のバリアフリー化の先導的な役割を果たすことが期待されていることから、全庁的なバリアフリー化推進の方針を策定するなど、計画的かつ効率的に既存建築物のバリアフリー化を推進する取組を実施されたい。	[p. 58～59] 市の基準を解説したマニュアルに国の基準も記載するなど、市内の建築物に適用されるバリアフリー基準をわかりやすくする改善策を検討されたい。

調査結果	意見内容
------	------

(2) ハード面のバリアフリーについて

●新築等建築物が基準に適合していない事例	
敷地内通路の階段の手すり [p. 13]  新築等建築物で、敷地内通路の階段に手すりが設置されていない施設があった(写真①)。	[p. 60] この状態は、条例には違反していないが、バリアフリー法に違反することから、基準に適合するよう早急に手すりを設置されたい。

階段に手すりが設置されていない



車いす駐車区画に障害物



点字ブロックの誘導先が写真コーナー



●既存建築物が基準に適合していない事例・運用面等に課題がある事例	
車いす使用者等の動線 [p. 13~17]  車いす使用者が駐車場から移動する際にゲートバーを潜る必要がある施設、車いす使用者用駐車区画に障害物が置かれていた施設(写真②)があった。	[p. 60~61] 駐車場から施設入口までの動線について、改善に努められたい。
スロープ・階段・エレベーター等 [p. 18~24]  ①スロープや階段に手すりがない施設があった。 ②スロープの下端と地面の間に段差が生じていた施設があった。	[p. 61~62] ①手すりの設置に努められたい。 ②段差の解消に努められたい。
点字ブロック [p. 24~42]  ①点字ブロックの種類を誤って敷設している施設があった。 ②点字ブロックで不適切な場所(職員のいる館内受付等でない場所)に誘導している施設(写真③)があった。 ③点字ブロックの上や前にマットなどの物を置いていた施設があった。	[p. 62~64] ①適切な種類にするよう努められたい。 ②適切な場所に敷設し直すなど改善に努められたい。 ③早急にマットなどを撤去し、その状態を維持されたい。
トイレ [p. 46~51]  多機能トイレを設置しているが、オストメイト用洗浄器具を設置していない施設が 31 施設あった。	[p. 65~66] 可能な限りオストメイトが使いやすいトイレにするよう検討されたい。

(3) ソフト面のバリアフリーについて

窓口におけるバリアフリー対応 [p. 52~57]  窓口職員アンケートで、「本市手話通訳者派遣制度」*を説明できると回答した職員が 12%、「オストメイト」を説明できると回答した職員が 27%であるなど、大半の窓口職員がバリアフリーの知識を十分に有していない状況であった。	[p. 66~68] 窓口職員をはじめ職員の誰もが障害者に対して適切に対応できるよう、職員のバリアフリー対応の知識を向上させる取組を行われたい。
* 手話通訳が必要な個人や団体に市が手話通訳者を派遣する制度。事前予約が必要だが、個人の場合は無料で利用可能。	

問合せ先

川崎市監査事務局行政監査課 筒井
 電話 044-200-3437